

エルノ部

ラシア

買戻

Rachhat.

〔本義〕「ルト」ア シア「ト」合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ニシテ「反復」又「回轉」ノ意味ヲ示ス語ナリ「ア シア」ハ「買取」ナリ（アノ部二〇）

〔釋解〕買戻シノ約束チイフ又或ル期限内ニ於テ賣却シタル物ヲ取戻スヲ得可キ買主ノ權チイフ

〔參照〕（民）一六五八以下、賃貸ハ（民）一七五一、遺囑物ハ（民）一〇三八、損亡ハ（民）一六七六、

レヅン、ソシアル

社號

Raison sociale.

エルノ部

〔本義〕「レヅン」ハ羅甸ノ「ラヂッス」ヨリ出ツ「ラヂッス」ハ「勘定セ
シ」又「定メシ」ノ義ナリ

〔釋解〕商賣ノ會社ヲ表スルタメニ社員ノ取極メタル名
指ヲイフ○バシッレ一ニ之ヲ「ノン、ソシアル」(會社ノ名)ト
イフ商法ノ語ニテ社員ヨリ世上ニ對シテ其會社ヲ指
シ示ス名ニシテ委任狀、切手、爲替手形ニ用ヰルモノナ
リ社名ヲ以テ手署ヲ爲ストキハ其之ヲ手署シタル人
ノミナラス社員總體ニ義務ヲ負フヘキモノトス
〔參照〕(商)二一、

ラポル

報告

彙集

三
Rapport.

〔本義〕「ラポルテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ラポルテ」ハ「ルト」ト「アポルテ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ「前詞」ナリ「アポルテ」ハ「持來ル」ノ義「ラポルテ」ハ即チ「更ニ持來ル」ノ意ナリ

〔釋解〕總テノ「プロセ、ウエルバル」即チ調書チイフ又持寄チ爲スニ及ハサル旨チイハスシテ相續前渡チ爲シタルトキ共同相續人ノ受取リタルモノニテ相續財産ノ合部中ニ入ルヘキ物チイフ○「按」鑒定人ノ爲シタル所業即チ鑒定チ證明スルタメノ調書チ「ラポルテ」トイフ即チ鑒定人ノ所爲チ記載シタル説明書ナリ（ダローズニ據ル）

〔參照〕共通ノ分配ハ（民）一四六八以下、相續ニ付テハ（民）八二九以下、八四三以下、嫁資ハ（民）一五七三、私生子ハ（民）七

四

Rapt.

六〇、處置スルヲ得ヘキ部分ハ(民)九一八以下、

ヲブ

誘拐

〔本義〕羅甸ノ「ラペレ」ヨリ出ツ「ラペソ」ハ「奪フ」ノ義

〔釋解〕婚姻ヲ爲サントスル目途カ若クハ不法ノ媾合ヲ爲ス目途ニテ或ハ誑カシ或ハ脅カシテ人ヲ奪フナリ

〔參照〕(民)三四〇、

喇氏ラテイフイカシオン非葛孫ラノクオン 賴昆ルオン

認確

五

Ratification.

〔本義〕羅甸ノ「ラトム」ト「ファセ」ト合成セシモノニテ「ラトム」ハ「確實ニスル」ノ義「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義「ラチファイカシオ

ン」ハ即チ「確實ニ爲ス」ノ意ナリ

「ハ」確實ニナルノ義「フ」セレ「ハ」爲スノ義「ラ」チ「フ」イ「カ」シ「オ」

六

Rébellion.

抵抗

「レ」ハ即チ「確實」ニ爲スノ意ナリ
〔釋解〕自己ノ名目ヲ以テ他人ノ爲シタル所行若クハ自
己ノ親シク爲シタル所行ヲ慥カニスル「フ」チ「イ」フ
〔參照〕〔民〕一三三七以下、

レベリオン

七

Recélé.

藏匿

〔本義〕羅甸ノ「レ」ベリス「ヨ」リ出ツ「レ」ベリス「ハ」再戰ノ義
〔釋解〕法ニ據リ事ヲ處スル所ノ官權ニ抵抗スル「フ」チ「イ」フ
〔參照〕〔刑〕二〇九以下、

ルセレ

〔本義〕「ル」セレ「ト」イ「フ」働詞ノ變シタル名詞ナリ「ル」セレ「ハ」

「ル」ト「セ」レ「ト」合成セシモノノコテ「ル」ハ前詞ナリ「セ」レ「ハ」隠クス「ノ」義ナリ

〔釋解〕相續中ノ物品若クハ共同中ノ物品ヲ隱匿又ハ竊取スル事ヲイフ

Recéleur.

ルセルール

藏匿者

〔本義〕「ル」セ「レ」ニ同シ

〔釋解〕盜ミ物ヲ窩藏スル人ヲイフ

Recèlement.

ルセルマン

藏匿

〔本義〕「ル」セ「レ」ニ同シ

〔釋解〕脱囚ヲ覆匿シ又ハ盜品ヲ窩藏スル事ヲイフ

〔參照〕民事ニテノ共通ハ(民)一四六〇、一四七七、相續ハ(民)

〔釋解〕脱囚ヲ覆匿シ又ハ盜品ヲ窩藏スル事ヲイフ

〔參照〕民事ニテノ共通ハ(民)一四六〇、一四七七、相續ハ(民)七九二、八〇一、商法ニテ身代限ハ(商)五九三、刑事ニテ罪人ノ藏匿ハ(刑)二四八、贓物ノ藏匿ハ(刑)六二、六三、

八

Rechange.

返爲替

〔本義〕「ル」ト「シ」アン「シ」ツト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「シ」アン「シ」ツハ爲替ナリ(セ)ノ部一九「ル」シアン「シ」ツハ即チ「返爲替」ナリ

〔釋解〕返爲替ナリ即チ爲替手形ノ拂チ得サルトキ其爲替手形ノ所持人新ニ爲替ヲ仕立テ、初メ其爲替手形ヲ受取リタル者へ之ヲ差立ツル權ヲイフ

〔參照〕(商)一七七以下、一八七、

レシヂウ

再犯

〔本義〕羅甸ノ「レシヂウス」ヨリ出ツ「レシヂウス」ハ「ルト」カ
 デ「ト」合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「カデレ」ハ「落ル」
 ノ義「レシヂウス」ハ即チ「再ヒ落ル」ノ意ニシテ「同シ過チ
 ニ再ヒ陷ル」チイフ

〔釋解〕處刑言渡ノ後更ニ同性質ノ罪ヲ犯シタルニ依リ
 再ヒ刑事裁判所ニ引致セラル、處刑人ノ身分チイフ
 ○バシレ重罪又ハ輕罪ニ付キ既ニ處斷ヲ經テ再ヒ其
 重罪若シクハ輕罪ヲ犯ス事チイフ
 〔參照〕違警罪ニ付テハ〔刑〕四八三、輕罪ニ付テハ〔刑〕五八、重
 罪ニ付テハ〔治〕六三四、〔刑〕五六、五七、

罪ニ付テハ(治)六三四、(刑)五六、五七、

10 Réclusion.

レクリウジオン

懲役

[本義]「レクリウルトイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「レクリウ
ル」ハ羅甸ノ「レクリウデレ」ヨリ出ツ「レクリウデレ」ハ「閉ギ込
ル」ノ義ナリ

[釋解]「バシッレ」重罪裁判所ニテ宣告スル施體加辱ノ刑ニ
シテ其期限ハ五年ヨリ少ナカラス十年ヨリ多カラス
其罪人ハ「メヅン、ド、フォルス」中ニ閉囚セラレ此ニテ行政
ノ規則ヲ以テ定メタル役ニ使用セラル其使用ヨリ生
スル金圓ノ一部ハ之ヲ貯ヘオキ放免ノトキ之ヲ罪人
ニ渡ス

[參照](刑)七ノ六項、二一、二二、

Recolement.

レコルマン 唎可立蠻 唎
認確

〔本義〕「レコレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レコレ」ハ
 「ルト」ト「コレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コレ」ハ「耕
 ス」ノ義「レコレ」ハ即チ「再ヒ耕ス」ノ意ナレトモ今「精神ニ
 再ヒ閱過スル」ノ意ニ慣用ス古昔ノ法律語ニテハ證人
 ノ陳述シタル所ヲ確實ナリトスルヤ否ヤヲ知ル爲メ
 ニ其陳述ヲ讀ミ聞カセルヲチイフ
 〔釋解〕「ウヱリファイカシオン」ナリ（驗真ナリウヱノ部七）○バシツレ
 刑事訴訟中ニ於テ聞キ糺シタル證人ニ其供述シタル
 所ヲ固執スルヤ否ヤヲ見ル爲メニ其供述ヲ讀ミ聞カ
 セルヲチイフ又目錄中ニ記載シ若クハ拿住調書ニ記

ち

載シタル動產物件ヲ驗真シタルヲチ證スル書面ナリ

セル...又目錄中ニ記載シ若クハ拿住調書ニ記

載シタル動産物件ヲ驗真シタルヲテ證スル書面ナリ

レコニイテイフ
咧可宜氏畠
ロニフ
洛入
リフ
啞

再認

アクト、レコニチフ

再認證書

111 Récognitif.

Acte récongnitif.

〔本義〕「ルコニシオン」トイフ名詞ノ變シタル形容詞ナリ
「ルコニシオン」ハ「ルコ子トル」トイフ働詞ヨリ出ツ「ルコ
子トル」ハ「ル」ト「コ子トル」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞
ナリ「コ子トル」ハ「知ル」ノ義「ルコ子トル」ハ即チ「再ヒ知ル」
ノ意今「レコニチフ」トイヘハ「再ヒ知リタル」又「認ムル」ノ
意ニ慣用ス「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）
〔釋解〕「ルコ子サンス」認知ナリ本部一五「コンファイルマシオ

ち

ソレ(確)的ニスルコトノ意ノアル事ヲイフ○センボ子「ア」ク
ト、レコニチフ「ト」ハ既ニ成立チタル義務ヲ許認スル證
書ヲイフ

〔参照〕(民)一三三七以下、

兒孔漫沓孫ルコマンダシオン
亂鈍ロアンドン
論ロン
引續監禁

111
Recommendation.

〔本義〕「ルコマンデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルコ
マンデ」ハ「ルト」コマンデト合成セシモノノコテ「ル」ハ前詞
ナリ「コマンデ」ハ「命令スル」ノ義「ルコマンデ」ハ即チ「再ヒ
命令スル」ノ意ナリ
〔釋解〕此ニ甲乙ノ債主アリ均シク負債者ニ對シテ身體
脅逼ヲ爲スノ權ヲ有ス然ルニ甲ノ債主彼負債者ヲ入

牢セシメ而シテ乙ノ債主ノ明白ナル許諾ヲ待タズシテ

脅逼ヲ爲スノ權ヲ有ス然ルニ甲ノ債主彼負債者ヲ入

牢セシメ而シテ乙ノ債主ノ明白ナル許諾ヲ待タスシテ
之ヲ免ストキ乙ノ債主ヨリ故障ヲ陳フル事ヲイフ
〔参照〕(訴)七九二、七九六、(商)四五五、

一四

Réconduction.

レコンディユクシオン
咧坤豆克孫
引續借用

ロンドン
掄緞

ルオン
論

〔本義〕羅甸ノ「レコンディユクシオン」出ツ「レコンディユクシオン」ハ「ル」ト「コンディユクシオン」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コンディユクシオン」ハ「賃貸ニスル」ノ義「レコンディユクシオン」ハ即チ「從前ノ借リ」ヲ期限ニ至リテ更ニ借リ繼キスル」ノ意ナリ
〔釋解〕賃貸ノ期限既ニ滿チタル後借主尙其借リタル物ヲ占有スルトキ貸主ト借主トノ間ニ於テ暗ニ爲セシト見做スヘキ新ラシキ賃貸契約ヲイフ

〔参照〕(民)一七五九、一七七六、

一五

Reconnaissance.

ルコン子サンス
認知

Reconnaissance d'un enfant naturel.

ルコン子サンス、ド、アン、アンファン、ナチッレル
私生乃子ノ認知

〔本義〕「ル」コ子トル「ト」イフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ル」コ子トル「ハ」ル「ト」コ子トル「ト」合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コ」子トル「ハ」知ル「ノ」義「ル」コ子トル「ハ」即チ「再」ヒ知ル「ノ」意「ド」ハ「ノ」ナリ「ア」ン「ハ」冠詞「ナ」リ「ア」ン「フ」ァン「ハ」子「ナ」リ「ナ」チッレル「ハ」自然「ナ」リ(口音)「ド、ア」ン、ア」ン「フ」ァン「ハ」ダナン「フ」ァン「

〔釋解〕「バ」シッレ從前ヨリ成立チタル事件若クハ義務ノ自認チ記シタル證書ナリ又「ル」コ子サンス、ダナン「フ」ァン、ナチッ

レルハ民生證書ノ官吏ノ面前ニ於テ爲ス陳述ニテ私

認チ記シタル證書ナリ又「ル」コ子サンス、ダナン、ファン、ナチ

レ「ル」ハ民生證書ノ官吏ノ面前ニ於テ爲ス陳述ニテ私生子ノ父タリ又ハ母タルコチ許認スル所ノモノナリ
〔参照〕(民)一三三七以下、私生ノ子ハ(民)六二、三三四以下、人違ヒナキコト付テハ(治)五一八以下、

ルクール

保證

上訴

一六 Recours.

〔本義〕「ルクール」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルクール」ハ「ル」ト「クール」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「クール」ハ「走ル」ノ義「ルクール」ハ即チ「再ヒ走ル」ノ義然ル形容ノ意味ニテハ「人」ニ助ケテ請フコトス
〔釋解〕「ガランチ」(擔保ナリゼノ部六)又「プールウオア」(上告ナ

エルノ部

八六九

リペノ部三九ナリ

レキウザシオン

一七
Récusation.

忌避

〔本義〕「レキツゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸
ノ「レキツザレ」ヨリ出ツ「レキツザレ」ハ「ル」ト「キツザレ」ト合成セ
シモノノコテ「ル」ハ前詞ナリ「キツザレ」ハ「推ス」ノ義「レキツザレ」
ハ即チ「後トヘ推返ス」ノ意ナリ

〔釋解〕訴訟中ニ於テ裁判官若クハ公ケノ官吏若クハ鑒
定人ヲ法律ノ定メタル理由ニ據リテ事ヲ扱フニ足ラ
サルモノト看倣シテ之ヲ拒ムコトナイフ

〔參照〕民事ニテ裁判官ニ付テハ〔訴〕三七八以下、仲裁人ニ
付テハ〔訴〕一〇一四、勸解裁判官ニ付テハ〔訴〕四四以下、鑒

定人ハ〔訴〕三〇八以下、種々ノ拒謝ハ〔訴〕四三〇、詐偽ノ申

付テハ(訴)一〇一四、勸解裁判官ニ付テハ(訴)四四以下、鑿

定人ハ(訴)三〇八以下、種々ノ拒謝ハ(訴)四三〇、詐偽ノ申
立ニ付テハ(訴)二三七、書付ヲ確實ニスルニ付テハ(訴)一
九七、刑事ニ付テ通辯官ハ(治)三三二、陪審官ニ付テハ(治)
三九九以下、

Rédhibitoire.

唼レ提皮多哇兒レ類ルイボア 唼ロア

Action rédhibitoire.

アクシオン、レジビトアル
隠類訴

〔本義〕羅甸ノ「レギベレ」ヨリ出ツ「レギベレ」ハ「レド」ト「アベ
レ」ト合成セシモノニテ「レド」ハ「ル」ニ同ク前詞ナリ「アベ
レ」ハ「持ツ」ノ義「レギベレ」ハ即チ「再ヒ持ツ」ノ意「アクシオ
ン」ハ「訴權」ナリ(アノ部二九)

〔釋解〕「アクシオン、レヂビトアル」トイヘハ賣物ニ隱匿セシ瑾アルヲ以テ賣買ノ契約ヲ解クニ付テ買主ノ有スル權ヲイフ（按）「レヂビトアル」ハ此意ヲ指示ス形容詞ナリ

〔參照〕（民）一六二五、一六四八、

レフエレ

急速吟味

急速裁判

Référé.

〔本義〕「レフエレ」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ其本羅甸ノ「レフエレ」ヨリ出ツ「レフエレ」ハ「ル」ト「フエレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「フエレ」ハ「送ル」ノ義
〔釋解〕爭訟ノ至急ヲ要スルモノニテ一時ノ假裁決ヲ法

官ニ請フ事ヲイフ又裁判官ヨリ與フル至急ノ裁判ヲ

〔釋解〕争訟ノ至急ヲ要スルモノニテ一時ノ假裁決ヲ法

官ニ請フ事ヲイフ又裁判官ヨリ與フル至急ノ裁判ヲ
モイフ

〔參照〕(訴)八〇六以下、監禁ハ(訴)七八六以下、書付ノ寫ハ(訴)
八四三、八四五、目錄ハ(訴)九四四、拿住ハ(訴)六〇七、封印ハ
(訴)九二一、

レグルマン、ド、ジウジウ

裁判權規定

〔本義〕「レグルマン」ハ「レグル」ヨリ出ツ「レグル」ハ本義「定木」
ナリ「レグルマン」ハ定木ヲ以テ系ヲ引ク「レ」ニシテ事ヲ
規定スル「ド」ハ「ノ」ナリ「ジウジウ」ハ「裁判官」ナリ(シノ
部五)

〔釋解〕裁判區域ノ争論ニ付テ言渡シタル裁判ヲイフ又

其訴ヲモイフ

〔参照〕民事ニ付テハ(訴)四九ノ七項、八三ノ四項、三六三以下、刑事ニ付テハ(治)五二五以下、

レアビリタシオン

111 Rehabilitation.

復權

〔本義〕「レアビリテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レアビリテ」ハ「ル」ト「アビリテ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「アビリテ」ハ「能力ヲ與ヘル」ノ義「レアビリテ」ハ即チ「再ヒ用ニ立ツ者ト爲ル」ノ意ナリ

〔釋解〕人ノ剝奪セラレタル權利ヲ前ニ復スルチイフ即チ罪人ノ復權身代限人ノ復權ノ如キ是ナリ

〔參照〕罪人ノ復權ハ(治)六一九以下、身代限人ノ復權ハ(商)

八三、六〇四以下、

〔參照〕罪人ノ復權ハ〔治〕六一九以下、身代限人ノ復權ハ〔商〕

八三、六〇四以下、

廉レエンテ太グ悟ザン嵐ツ杜
荔レীগ軋ガツ
噉ラツ

復舊

1111 Réintégrand.

〔本義〕「レエンテグレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其
本羅句ノ「レエンテグラレ」ヨリ出ツ「レエンテグラレ」ハ
「レド」ト「エンテグラレ」ト合成セシモノニテ「レド」ハ前詞
ナリ「エンテグラレ」ハ「全クスル」ノ義「レエンテグラレ」ハ
即チ「再ヒ全クスル」ノ意ナリ
〔釋解〕他ノ暴行等ニ因リテ奪取セラレタル不動産ノ權
ヲ再ヒ復スル「チイフ」即チ「アクシオン、ポセツアル」(占
有訴權ナリペノ部三四)ナリ

1111 Réiméré.

レメレ

エルノ部

八七五

買戻

〔本義〕羅甸ノ「レメソ」ヨリ出ツ「レメレ」ハ「ルト」「エメレ」ト合
成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「エメレ」ハ「買フ」ノ義「レメ
ソ」ハ即チ「買戻シ」ノ意ナリ

〔釋解〕買戻シチイフ「ラシア」ニ同シ(本部一)

〔參照〕(民)一六五九以下、

菱ランプ不ロア羅哇
郎巴ラムプア
噉ルア

買替

114
Remploi.

〔本義〕「ランプロアイエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ
「ランプロアイエ」ハ「ルト」「アンプロアイエ」ト合成セシモ
ノコテ「ル」ハ前詞ナリ「アンプロアイエ」ハ「用井ル」ノ義「ラ
ンプロアイエ」ハ即チ「再用スル」ノ意今法律語ニテハ「置

キ易ヘ「新シキ用井」ノ義ニ用フ

ソプロアイエハ即チ「再用スル」ノ意今法律語ニテハ「置

キ易ヘ」新シキ用井」ノ義ニ用フ

〔釋解〕婚姻中ニ於テ賣却シタル婦ノ所有財産ノ置キ替
ナリ「ランプロア」ノ名義ニテ買得タル不動産ハ既ニ賣
却シタル自己所有ノ財産ノ代リタルヘシ

〔參照〕(民)一四三三以下、

藍土ランツ 崎ルアツ

年金

一五 Rente.

〔本義〕「ランドルトイフ」働詞ノ變シタル名詞ナリ「ランド
ル」ハ羅甸ノ「レデレ」ヨリ出ツ「レデレ」ハ「ルト」ト「ダレ」ト合成
セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ダレ」ハ「與ユル」ノ義「レデレ」
ハ即チ「人ヨリ還シ與フル所ノモノ」ノ意ナリ
〔釋解〕金圓若クハ物品ニテ毎年得ル所ノ物成リチイフ

即チ無期ノ年金終身ノ年金ノ如キ是ナリ○バシツレ大
約ハ總テ年々ノ物成チイヘトモ通常ハ他ニ渡シタル
地面若クハ元金ノ直ヒ即チ利息チイフ

〔參照〕〔民〕五二九以下、一九〇九以下、拿住ハ〔訴〕六三六以下、
レパラシオン

Réparation.

修繕
賠償

〔本義〕レパレトイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸
ノレパラレヨリ出ツレパレハ「ル」ト「パ」レト合成セ
シモノコテ「ル」ハ前詞ナリ「パ」レレハ「處置スル」ノ義「レパ
ラレ」ハ即チ「更ニ處置スル」又「任直ホス」善キ形狀ニ復ス
ル」ノ義ナリ

〔釋解〕物ヲ本ノ位置ニ復スルヲ目的トシテ爲ス仕事

〔釋解〕物ヲ本ノ位置ニ復スルヲ目的トシテ爲ス仕事ナリ

Grosses réparations.

グロス、レパラシオン

大^{ナル}修復

〔本義〕「グロス」ハ「大ナル」ノ義ナリ

〔釋解〕物件ノ基本ナルモノヲ修復スル事ヲイフ此修復ハ所有者ノ任ニ在リ○「按」墻壁、天井、梁椽、屋蓋ノ修復ノ如キ是ナリ（バシツレニ據ル）

Menues réparations.

ムニウ、レパラシオン

小^{ナル}修復

Réparations locatives.

レパラシオン、ロカチウ

借人^{ナル}修復

〔本義〕「ムニツ」ハ「小細」ノ義「ロカチウ」ハ「賃貸」ノ義ナリ

〔釋解〕簡單ナル附屬物ノ修覆ナリ此修復ハ物件ヲ享有

スル者ノ任ニ在リ〇「バシッレ」硝子板、煙突、等ノ修復チイ

フ又之ヲ「レパラシオン、ロカチウ」トイフ

レパラシオン、シウイル

Réparation civile.

民事賠償

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義ナリ

〔釋解〕民事原告人ノ要求スルヲ得ヘキ「ドマシッ、エンテ」

〔償金ナリデノ部六〇〕ナリ

〔參照〕大修復ハ(民)六〇五、六〇六、小修復ハ(民)一七二〇、一

七三一、一七五四以下、

ルプレザンタシオン

Représentation.

ル プレザンタシオン

代理

ル プレザンタン

代理者

ル プレザンテ

被代理者

〔本義〕「ル プレザンテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ル
 プレザンテ」ハ「ル」ト「プレザンテ」ト合成セシモノニテ「ル」
 ハ前詞ナリ「プレザンテ」ハ「現ハス」ノ義「ル プレザンテ」ハ
 即チ「再ヒ現ハス」ノ意然トモ法律語ニテハ「名代スル」ノ
 意ニ用ユル「ル プレザンタン」ル「プレザンテ」共ニ働詞ノ「ル
 プレザンテ」ヨリ出タル分詞ナリ
 〔釋解〕相續ノ件ニ付キ法律ノ許シタル假定ニシテ其効

ハ「ルプレザンタン」即チ名代者チ其「ルプレザンテ」即チ被代理者ノ場所等親及其權利ノ地位ニ居ラシムルニ在リ

〔參照〕(民)七三九以下、種々ノ適用ハ(民)七三〇、七三三以下、七五〇、七五九、七八七、八四八、

兒不里吃杜 ルプレザン 嚙士氏司 ゴユステイブ 嚙吐嚙 ルイブゴユ
被罪人

Repris de justice.

〔本義〕「ルプリ」ハ「ルプレ」ランドルトイフ勸詞ノ過去分詞ニテ「再ヒ執ヘル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「シツ」ス「チ」ス「ハ」裁判所「ナリ」〔釋解〕既ニ刑事裁判言渡ヲ受ケタル人チイフ〔參照〕(治)一一五、五一八、

ルプリズ、ド、エンスタンス

Reprises d'instance.

ルプリズ、ド、エンスタンス

訴訟再起

〔本義〕「ルプリズ」ハ前ニ同シ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンスタンス」ハ
「訴訟」ナリ（イノ部一九）（口音）「ド、エンスタンス」ハ「デンスタ
ンス」

〔釋解〕未タ消滅ニ至ラスト雖モ多少ノ時間斷絶シタル
訴訟ヲ再ヒ繼續シテ起スト「ナイフ」

〔參照〕（訴三四二以下、商法裁判所ニ付テハ）（訴四二六、
ルプリズ、マトリモノアル

匹偶間取戻

〔本義〕「ルプリズ」ハ前ニ見ユ「マトリモノ」アルハ羅甸ノ「マ
トリモノ」ニオム「ヨリ」出ツ「マトリモノ」ニオム「ハ」婚姻「ナリ」今
夫婦ノ共同物ヲ再ヒ取返ス「ノ意」ニ用ユ

〔釋解〕婚姻ノ契約ニ遵ヒテ匹偶者其持寄り物ヲ再ヒ取返ス權ヲイフ○バシツレ共通財産ノ解止シタルキ其財産分派前ニ各匹偶者ノ自身ニ之ヲ取返シ又ハ其代理人ニ之ヲ取返サシムルヲイフ

〔參照〕共通財産ニ付テハ(民)一四七二以下、分散後ノ事ハ(商)五五七以下、

三三

Reproches.

兒ル不プ囉ロ戍シ菟ツ
ル噓ル

論排

〔本義〕出處詳カナラス然レ其字ノ組成「アプロシツ」ニ類ス或ハ「ルト」ト「プロシツ」ト合成セシモノナラシカ「ル」ハ前詞ナリ「プロシツ」ハ「接近」ノ義「ルプロシツ」ハ即チ「再ヒ己レ」ノ目前ニ置ク「ノ義」ニシテ其形容ノ意味ニテハ「批判」又ハ「呵責」

ノ義ナリ

ニ置クノ義ニシテ其形容ノ意味ニテハ「批判」又ハ「呵責」

ノ義ナリ

〔釋解〕原告又ハ被告ヨリ其證人ノ陳フル所ニ反對シタル趣意ヲ主張スル方法ヲイフ

〔參照〕〔訴〕二七〇、二八二以下、四一三、

ルケート、シウイル

1111 Requête civile.

哀訴

〔本義〕「ルケート」ハ「ルケリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞

ナリ「ルケリル」ハ「ル」ト「ケリル」ト合成セシモノニテ「ル」ハ

前詞ナリ「ケリル」ハ羅甸ノ「カイレレ」ヨリ出ツ「カイレレ」

ハ「求ムル」ノ義「シウイル」ハ羅甸ノ「シウイス」ヨリ出ツ「シウイス」

ハ「民」ナリ「ルケリル」ハ即チ「人民」ノ願ヒ「ノ意」ナリ

〔釋解〕終審ニ於テ爲サレタル裁判ヲ既往ニ溯リテ取消

スヲチ或ル場合ニ於テ許ルシタル特別ノ方法ナリ此
取消ノ願ヲ「レセシ」トイヒ此願ヲ取上シ後チニ尙
裁判スヘキ事柄ヲ「レシ」トイフ

〔参照〕(訴)四八〇以下、仲裁人ノ裁判ハ(訴)一〇一〇、一〇二
六以下、

レセシ

Rescindant.

三三三

取消願

〔本義〕「レセシ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レセシ」
デハ羅甸ノ「レセシ」ヨリ出ツ「レセシ」ハ「ル」ト「セ」
ンデ「レ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「セシ」ハ
「切ル」ノ義「レセシ」ハ即チ「再ヒ切ル」ノ意又法律語ニ
テハ「裁判又ハ契約等ノ既ニ成立チタルモノヲ再ヒ取

テハ「裁判又ハ契約等ノ既ニ成立チタルモノヲ再ヒ取

消破斷スル」ヲチイフ

〔釋解〕バシツレ「レシジオン」(取消ナリ本部三五)ヲ得ル爲メ
ニ用井タル方法チイフ(本部三ニルケト、シウイル」參看)

レシゾアル

取消裁判

取消事件

二四

Rescisoire.

〔本義〕「レセソダソ」ニ同シ

〔釋解〕バシツレ「レセソダソ」(取消願ナリ)ノ方法ニ依テ得タル判決チイフ(本部三ニルケト、シウイル」參看)

〔參照〕(訴五〇三)

レシジオン

取消

二五

Rescision.

〔本義〕「レセシ」(本部三三三)ニ同シ

〔釋解〕一ツノ事ヲ取消サシムルヲ主トスル所ノ「アシ」
オン即チ訴ナリ例ヘハ損亡チ原由トスル賣却ノ取消
トイフカ如キ場合ニ用ヰル

〔參照〕約束ノ取消ハ(民)一一一七、一二三四、一三〇四以下、
相續分配ニ付テハ(民)八八七以下、一〇七九、賣却ニ付テ
ハ(民)一六七四以下、交換ニ付テハ(民)一七〇六、書入質ハ
(民)二一二五、和解ハ(民)二〇五三以下、二〇五七

レゼルウ、レガル

三六 Réserve légale.

法律上存留

〔本義〕「レゼルウ」ハ「レゼルウ」トイフ働詞ノ變シタル名詞
ニテ「レゼルウ」ハ羅甸ノ「レゼルウ」ヨリ出テタル働詞

ニテ「レゼルウ」ハ「レゼルウ」ト「セルウ」ト合成セシモノナリ

ニテ「レゼルウレ」ハ「ルト」セ「ルウレ」ト合成セシモノナリ
「ル」ハ前詞ナリ「セルウレ」ハ「守ル」又「保ツ」ノ義「レガル」ハ「法
ノ」ノ義「レゼルウレガル」ハ即チ「法律上ノ存留」ノ義ナリ
〔釋解〕法律ニ於テ正統ノ相續人ニ與フベキモノトシテ
置ク財産ノ部分ニシテ贈與遺囑ヲ以テ他人ニ讓ルヲ
得サルモノヲイフ○ムーロン存留ハ處置スルヲ得ヘ
キ定量ト相對スル語ニテ其處置スルヲ得サル部分ハ
即チ存留ナリ此二語ハ互ニ相管係スルモノニシテ其
一ヲ知ラサレハ則チ他ノ一ヲ知ルヲ得ス例ヘハ人其
財産ノ半部又ハ三分一又ハ四分一ニ非サレハ處置ス
ル能ハサルヲ知レハ又直チニ是ニ依テ存留ハ其財
産ノ半部又ハ三分二又ハ四分ノ三タルヲ知ルヘキ

ナリ民法ニハ存留ノ表ヲ載セスト雖モ處置スルヲ得
 へキ定量ノ表ハ之ヲ掲ケタリ是レ處置スルヲ得へキ
 分量ヲ定ムルニ於テハ存留ノ分量ハ推シテ之ヲ定ム
 ルヲ得レハナリ故ニ贈遺又ハ遺囑ニテ處置スルヲ得
 へキ財産ノ部分ヲ過クル所ノモノハ皆存留ナリ即チ
 其無遺囑相續中ニ殘シ置クへキ財産ノ部分是ナリ故
 ニ之ヲ解釋シテ死者ノ讓與ニ對シ若干ノ相續人ノ爲
 メニ法ノ存留セシムル所ノ無遺囑相續ノ一部分ナリ
 トイフヲ得へシ

〔參照〕(民)九一三以下、

レジダンス

居所

Residence.
 三十七

〔本義〕「レシデ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅甸

Résiliation.

〔本義〕「レ」シ「デ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句
 ノ「レ」シ「デ」レ「ヨ」リ出ツ「レ」シ「デ」レ「ハ」ル「ト」セ「デ」レ「ト」合「成」セ
 シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「セ」デ「レ」ハ「坐」シテ居ルノ義「レ」
 シ「デ」レ「ハ」即チ「再」ヒ坐シテ居ルノ意ナリ
 〔釋解〕本住所ニ非ス一時ノ寄留所チイフ
 〔參照〕(詠)五九、六九ノ八項、

レ「シ」リ「ア」シ「オ」ン

毀廢

〔本義〕「レ」シ「リ」エ「ト」イフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅
 句ノ「レ」シ「リ」レ「ヨ」リ出ツ「レ」シ「リ」レ「ハ」郤飛ノ義今「レ」シ「リ」
 ア「シ」オ「ン」レ「ハ」破リ「取」消シ「レ」ノ意ニ用ユ
 〔釋解〕「レ」ヅ「リ」ツ「シ」オ「ン」(本部三九)ニ同シ

〔参照〕約束ハ(民)一一四二、賃貸ハ(民)一七二二、一七二四、一七二九、一七六六、一七九四、年金ハ(民)一九七七、賣買ハ(民)一六三六、一六三八、

レゾリウシオン

Resolution.

解止

〔本義〕「レズードルト」イフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅甸ノ「レゾルウレ」ヨリ出ツ「レゾルウレ」ハ「ルト」ソルウレト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ソルウレ」ハ「解ク」ノ義「レゾルウレ」ハ即チ「再ヒ解ク」ノ意ナリ
〔釋解〕「レシリアシオン」及ヒ「レゾリウシオン」ノ二語ハ契約又ハ所爲ヲ成立タサルモノト看做シテ之ヲ取消ス
「チイフ」

〔参照〕約束ハ(民)一二三四、賣買ハ(民)一六一〇、一六五四以

〔参照〕約束ハ(民)一三四、賣買ハ(民)一六一〇、一六五四以下、

四〇 Respectueux.

レスペクテュー
尊敬

Acte respectueux.
アクト、レスペクテュー
請諾書

〔本義〕「レスペクト」イフ名詞ノ變シタル形容詞ナリ「レスペク」ハ羅甸ノ「レスペクテュー」ヨリ出ツ「レスペクテュー」ハ後へチ顧ミルノ意「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)
〔釋解〕「アクト、レスペクテュー」トハ子將サニ婚姻ヲ爲サントシテ其尊屬ノ許諾ヲ得サルトキ之ヲ請フダメニ呈スル所ノ書面ナリ

〔參照〕(民)一五一以下、

四一

Responsabilité.

レスポンスビリテ
責任

レスポンスビリテ、シウイ
ル
民事乃責任

Responsabilité civile.

〔本義〕「レポンドルトイフ 働詞ノ變シタル名詞ニテ其本
羅甸ノ「レポンスム」ヨリ出ツ「レポンスム」ハ「答へル」ノ義
「シウイル」ハ「民事」ノノ義ナリ
〔釋解〕或ル場合ニ於テ他人ノ犯シタル重輕罪或ハ准犯
罪ニ付キ之ニ答フル所ノ義務ヲイフ此民事ノ責任即
チ「レスポンスビリテ、シウイル」ハ損害ノ所行ヲ防止スヘ
キ人之ヲ負擔シテ其償金ヲ拂ハサルヘカラス

〔參照〕民事ノ責任ハ(民)一三八四以下、一九五二、一九五三、

キ人之ヲ負擔シテ其償金ヲ拂ハサルヘカラス

〔參照〕民事ノ責任ハ(民)一三八四以下、一九五二、一九五三、
(刑)七三、七四、

ルソル

區域

四11 Ressort.

〔本義〕「ルソル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルソ
ル」チル「ハ」ルト羅甸ノ「ソル」チリト合成セシモノニテ「ル」
ハ前詞ナリ「ソル」チリ「ハ」得ルノ義「ルソル」チル「ハ」即チ「再
ヒ得ル」ノ意今「隱レ場」ヲ得ル「助ケ」ヲ得ルノ意ニ慣用ス
又法律語ニテハ「裁判所管轄ノ區域」チイフ
〔釋解〕裁判權ノ區域チイフ又直チニ裁判權ヲモ指ス例
ヘハ「プル」ミエ、ルソル(始審)「デル」ニエ、ルソル(終審)ニテ裁
判ストイフカ如キ是レナリ

エルノ部

八九五

Premier ressort.

プルミエ、ルソル

始審

デルニエ、ルソル

終審

Dernier ressort.

〔本義〕「プルミエ、ルソル」第一又「最初」の義「デルニエ、ルソル」終りの義ナリ

〔釋解〕「プルミエ、ルソル」トイヘハ「一裁判ニ付控訴スルヲ得ヘキ其裁判權ヲイヒ「デルニエ、ルソル」トイヘハ控訴スルヲ得ヘカラサル其裁判權ヲイフ

〔參照〕(訴)四五三、四五四、四五七、四八〇、

ルツール

取返

Retour.

四三

Compte de retour.

コント、ド、ルツール
爲替ノ計算書

Droit de retour.

ドロア、ド、ルツール
取返ノ權

〔本義〕「ルト」ツ「ルト」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ツ
ール」ハ「廻ル」ノ義「ルツール」ハ即チ「再ヒ廻ル」逆轉スル「ノ
意」コント「ハ」計算「ノ」義「ド」ハ「ノ」ナリ「ドロア」ハ「權」ナリ（デノ
部六四）

〔釋解〕「コント、ド、ルツール」トハ拂テ得サル商賣切手（エフ
フエ、ド、ユメルス）ニ添ヒタル入費ノ覺書キナリ又「ドロア、
ド、ルツール」トイヘハ贈遺者或ル情實ニ於テ贈遺ヲ受
ケタル人ノ相續中ヨリ其嘗テ與ヘタル所ノモノヲ取

返ス權ナリ

〔参照〕返爲替計算書ハ(商)一八〇以下、取返權ニ付テ約束ニ出シモノハ(民)九五二、法律上ノ者ニテ養父ノタメニ許シタルモノハ(民)三五二、尊族ノタメニシタルモノハ(民)七四七、兄弟ノタメニシタルモノハ(民)七六六、歸國ノ存念ハ(民)一七ノ三項、

四四

Retrait.

兒土^{ルツレ}啞^{ルエ}
償替

〔本義〕「ルトレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルトレ」ハ羅甸ノ「ルト」ヲエレ「ヨリ」出ツ「ルト」ヲエレ「ハ」ル「ト」ト「ラエレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ト」ヲエレ「ハ」引クノ義「ルト」ヲエレ「ハ」即チ「引返ス」ノ意ナリ

「引ク」ノ義「ルト」ラ「エレ」ハ即チ「引返ス」ノ意ナリ

〔釋解〕外人ヲシテ強テ其契約ヲ讓ラシメ而シテ自ラ之ニ代ルコトヲイフ○ダローズ賣買ノ價額費用ヲ其買主ニ拂ヒ而シテ其地位ニ代ハルヲ得ル一種ノ權利ニシテ或ル特別ノ場合ニ限リテ許ルシタルモノナリ

Retrait Litigeux.

ルトレ、リチシウー

訴訟ヲ償替

〔本義〕「リチシウー」ハ「詞訟」ノ義ナリ

〔釋解〕ダローズ甲乙二人アリ甲者ヨリ其訴訟ノ權ヲ他人ニ讓渡シタルキ乙者ノ有スル權利ニシテ即チ乙者ハ此讓受人ニ其讓受ノ代金費用并ニ讓受ノ當日ヨリ以後ノ讓受代金ノ利子ヲ拂ヒテ讓受人ヲ引退カシムルモノナリ

Retrait successoral.

ルトレ、シウクセソラル

相續乃償替

〔本義〕「シウクセソラル」ハ「相續」ナリ

〔釋解〕相續人中ノ一人其相續權ヲ外人ニ讓渡シタルキ
他ノ相續人此讓受人ニ其代價ヲ償ヒ而シテ之ヲ相續
分配中ヨリ除去シテ之ニ代ルヲ得ルノ權ナリ

〔參照〕訴訟權ニ付テハ(民)一六九九以下、相續ニ付テハ(民)
八四一、

Retroactivité.

例レ士囉亞克テ氏ク微太テ 樂怪ラクエー 嚙ルエー
及既往

〔本義〕「レトロアジルトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ其
本羅甸ノ「レトロアゼレ」ヨリ出ツ「レトロアゼレ」ハ「後ト

本羅毎ノレトロアゼレヨリ出ツレトロアゼレハ後ト

ニ推スノ義即チ「既往」ニ及ホスノ意ナリ
〔釋解〕エノ部三「エフエ、レトロアクチフ」ノ所ニ見ユ○バ
レ過去ニ遡ル所ノ法律命令規則ノ「カラクテル」(性質)ヲ
イフ

〔參照〕(民)二、一一七九、(刑)四、

Revendication.

ルウァンヂカシオン
取戻

Saisie revendication.

セジ、ルウァンヂカシオン
取戻拿住

〔本義〕「ルウァンヂケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルウ
ンヂケ」ハ「ルト」ト羅甸ノ「ウァンヂカ」ト合成セシモノニテ
「ル」ハ前詞ナリ「ウァンヂカ」レハ「請求スル」ノ義「ルウァンヂケ」

ハ即チ「再ヒ要求スル」ノ意ナリ「セシ」ハ「拿住」ナリ（エスノ部一）

〔釋解〕自己ニ屬シタルモノ、他人ノ手ニ在ルトキ之ヲ請求スル權ナリ

〔參照〕附託ニ付テハ（民）一九二六、動産ニ付テハ（民）二一〇二ノ四項、二二七九以下、家賃ニ付テハ（民）二一〇二ノ一項、分散後ノ商品ニ付テハ（商）五七四以下、取戻拿住ハ（訴）八二六以下、

レウオカシオン

取消

Révocation.

〔本義〕「レウオケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「レウオカレ」ヨリ出ツ「レウオカレ」ハ「ルト」ト「ウオカレ」ト合成セ

シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ウオカレ」ハ「呼」フノ義「レウオカレ」

ノ「レ」ウカレ」ヨリ出ツ「レ」ウカレ」ハ「ル」ト「ウカレ」ト合成セ

シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ウカレ」ハ「呼フ」ノ義「レ」ウカレ」
ハ即チ「呼返ス」又「言ヒ戻ス」ノ意ナリ

〔釋解〕存念ノ變更ニヨリ那ノ所爲ノ消滅チイフ代理遺
囑ノ如キハ取消スチ得ヘシト雖モ贈遺ニ至リテハ其
性質ニ於テ決シテ取消スヘカラサルモノナリ但シ法
律ノ定メタル別段ノ場合ハ此限ニ在ラズ

〔參照〕贈遺ノ取消ハ(民)九五三以下、一〇九六、遺囑ハ(民)八
九五、一〇三五以下、仲裁人ハ(民)一〇〇八、代訟人ハ(民)七
五、解除ノ條件ハ(民)一一八三、代理ハ(民)二〇〇三以下、會
社ハ(民)一八五六、

リスク

危嶮

〔本義〕羅甸ノ「レスカレ」ヨリ出ツ「レスカレ」ハ「切ル」ノ義又佛ニ「レゼク」トイフ古語アリ「レゼク」ハ「危シ」ノ義尤モ「リスク」ハ羅甸ヨリ出テタルモノナレト所謂「レゼク」ニシテ「危キ」ノ義ナリ

〔釋解〕契約中ニ於テ自ラ承知シテ受クル所ノ運命チイフ

〔參照〕(民)一一三八、仲買人ニ付テハ(商)一〇〇、停止ノ條件ハ(民)一一八二、附託ハ(民)一二五七、船舶ハ(商)三二八、三五〇、會社ハ(民)一八五一、賣却ハ(民)一五八五、一六二九、

ロガトアル

請願乃

Rogatoire.

〔本義〕羅甸ノ「ロガレ」ヨリ出ツ「ロガレ」ハ「願フ」又「請フ」ノ義

〔釋解〕「ロガレ」ハ「願フ」又「請フ」ノ義

〔本義〕羅甸ノ「ロガレ」ヨリ出ツ「ロガレ」ハ願フ又「請フ」ノ義

〔釋解〕「コミシオン、ロガトアル」ハ請託ナリ（セノ部四四）

〔參照〕民事ニ付テハ（訴）一〇三五、（商）一六、刑事ニ付テハ（治）九〇、

ロール

丁數

帳簿

五〇 Role.

〔本義〕「ロール」ハ羅甸ノ「ロチリッス」ヨリ出ツ「ロチリッス」ハ「卷

軸」ナリ佛ニテモ古ハ「ロール」ハ矢張り卷軸ナリシガ今

卷子ノ「枚數」又物ノ「目次」チイフ

〔釋解〕訴訟法ノ語ニテハ太字副書或ハ公正書面ノ副書

ノ紙ノ表裏兩面チイフ〇ダロロズ此語ハ數個ノ意味

アリ第一「ロール、ド、エシリチル」トイヘハ書付ノ一葉即

エルノ部

九〇五

ナ其ニ「パシツ」ナイフ第二「ロール、デ、コーズ」トイヘハ呼出
 ニ依リ又ハ願書ニ依テ出マス所ノ訴訟事件ヲ其差出
 ノ順序ニ從ヒ書記官ノ記載スル所ノ簿冊ナリ第三「ロ
 ール、デ、コントリビツシオン」トイヘハ法律ニ定メタル税
 ナ科シタル人ノ身分書ナリ第四「ロール、ド、エキパシツ」ト
 イヘハ船ニ乗リタル人ノ身分書ナリ

〔参照〕(訴)一〇四、